

# 1 地域メッシュ統計の概要

本書は、総務省統計局から提供された本県分の「平成17年国勢調査に関する地域メッシュ統計」のうち「第2次地域区画」の結果をまとめたものです。また、「平成7年国勢調査に関する地域メッシュ統計」を使用し、10年間の推移についても掲載しました。

## 1 地域メッシュ統計の特質

地域メッシュ統計とは、緯度・経度に基づき地域をすき間なく網の目（Mesh）の区域に分けて、約10km四方あるいは約500m四方に区切ったそれぞれの区域に関する統計データを編成したものです。この手法によれば、地域の実態をより詳細に、かつ同一の基準で把握することができるので、地域メッシュ統計は、国・地方公共団体における都市計画や地域開発、防災・環境計画、公害対策等の企画・立案のほか、市場・商圈分析、学術研究等、官民を問わず広範な分野で利用されています。このように作成した地域メッシュ統計には、次のような利点があります。

- (1) 地域メッシュは、ほぼ同一の大きさ及び形状の区画を単位として区分されているので、地域メッシュ相互間の事象の計量的比較が容易です。
- (2) 地域メッシュは、その位置や区画が固定されていることから、市町村などの行政区域の境域変更や地形、地物の変化による調査区の設定変更などの影響を受けることがなく、地域事象の時系列的比較が容易です。
- (3) 任意の地域について、その地域内の地域メッシュのデータを合算することにより、必要な地域のデータを容易に入手できます。
- (4) 地域メッシュは、緯度・経度に基づき区画されたほぼ正方形の形状であることから、位置の表示が明確で簡便にできるので、距離に関連した分析、計算、比較が容易です。

地域メッシュ別に情報を表示する方法（以下「メッシュ法」という。）は、統計データの表示のみにとどまらず、地形、自然環境、行政地域、道路・鉄道、公共施設、文化財などの位置・範囲等を数値化して表示するなど、多くの分野で広まっています。これらの数値情報と統計データを重ね合わせて地域メッシュ別に表示あるいは分析することにより、地域メッシュ統計を更に多角的に利用することができます。

一方、地域メッシュ統計の作成については技術的な難しさもあります。地域メッシュは緯度・経度によって区切られていますが、通常、統計データは不規則な形状・面積の地域単位（調査区）で調査され、集計されています。したがって、このようなデータを地域メッシュの区画に組み替えるには、統計調査地域と地域メッシュとの対応付けを行う必要があります。この組替えには、多くの労力と時間を要しますし、組替え方法によっては、データの精度が低下するおそれがあります。

## 2 地域メッシュの区分方法

### (1) 標準地域メッシュ及び標準地域メッシュ・コードの体系

総務省統計局を始め国の行政機関が作成している地域メッシュ統計の主なものは、「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」（昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）を使用して作成されています。

この告示では、統計に用いる標準地域メッシュを、「基準地域メッシュ」、「分割地域メッシュ」及び「統合地域メッシュ」の3種類と定め、各地域メッシュの区分方法とメッシュ・コードの表示方法を規定しています。（表1を参照）

基準地域メッシュは、図1に示す第1次地域区画を基に区画されます。第1次地域区画は、緯度を40分間隔、経度を1度間隔に区分した区画です。これを縦横に8等分した区画が第2次地域区画、さらにこれを縦横に10等分した区画が基準地域メッシュ（第3次地域区画）となります。

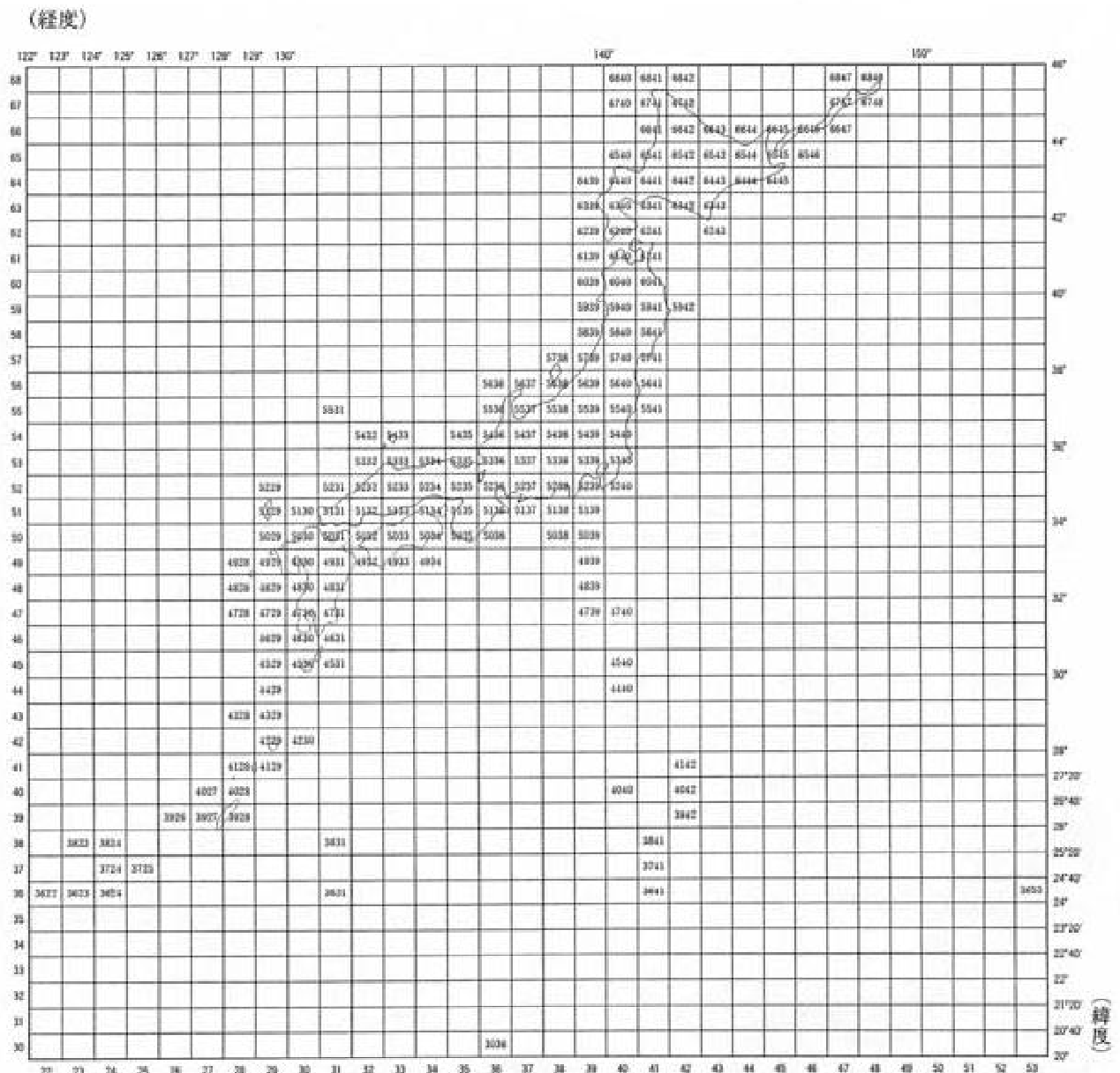
分割地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2分の1、4分の1又は8分の1に等分した区画であり、統合地域メッシュは、基準地域メッシュの辺の長さを2倍、5倍又は10倍した区画です。

表 1 標準地域メッシュの体系と地域メッシュコードの関係

地域区画	標準地域メッシュ	地域メッシュ・コードの例				
		けた数				
		①②③④	⑤⑥	⑦⑧	⑨⑩⑪	
第1次地域区画		5438				
第2次地域区画	10倍地域メッシュ	5438	23			
	統合地域メッシュ	5倍地域メッシュ	5438	23	4	
		2倍地域メッシュ	5438	23	64	5
第3次地域区画	基準地域メッシュ	5438	23	43		
	分割地域メッシュ	2分の1地域メッシュ	5438	23	43	1
		4分の1地域メッシュ	5438	23	43	12
		8分の1地域メッシュ	5438	23	43	123

※地域メッシュコードの付け方は表3を参照

図 1 日本の国土にかかる第1次地域区画（世界測地系）



(2) 標準地域メッシュの区分方法と地域メッシュ・コードの付け方

① 基準地域メッシュ

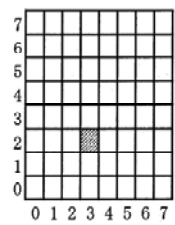
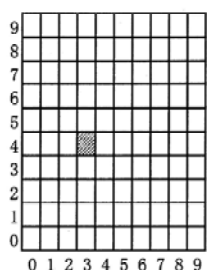
第1次地域区画を縦横8等分して第2次地域区画を区画し、次いで一つの第2次地域区画を縦横10等分して基準地域メッシュ（第3次地域区画）を区画しており、メッシュ・コードもこの体系に沿って付けられています。その関係をまとめると、表2及び表3のようになります。

なお、第1次地域区画の地域メッシュ・コードは4けたから成り、その上2けたは当該区画の南端緯度を1.5倍した値(注)とし、その下2けたは西端経度の下2けたと同じ値として定義されています。

表2 基準地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の間隔	経度の間隔	一辺の長さ	地図との関係
第1次地域区画	全国の地域を偶数緯度及びその間隔(120分)を3等分した緯度における緯線並びに1度ごとの経線とによって分割してできる区域	40分	1度	約80km	20万分の1地勢図(国土地理院発行)の1図葉の区画
第2次地域区画	第1次地域区画を緯線方向及び経線方向に8等分してできる区域	5分	7分30秒	約10km	2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の1図葉の区画
基準地域メッシュ(第3次地域区画)	第2次地域区画を緯線方向及び経線方向に10等分してできる区域	30秒	45秒	約1km	

表3 基準地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当地域(斜線部分)
第1次地域区画	4	5438	南端緯度×1.5(注) [36×1.5=54]  西端経度の下2けた [138→38]	北緯36度40分 北緯36度 東経138度 139度
第2次地域区画	6	543823	第1次地域区画の地域メッシュ・コード  第1次地域区画の縦の等分区画に南から0~7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。  第1次地域区画の横の等分区画に西から0~7の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	第1次地域区画(地域メッシュ・コード5438) 
基準地域メッシュ(第3次地域区画)	8	54382343	第2次地域区画の地域メッシュ・コード  第2次地域区画の縦の等分区画に南から0~9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。  第2次地域区画の横の等分区画に西から0~9の番号を付け、これをそれぞれの区画を示す数字とします。	第2次地域区画(地域メッシュ・コード543823) 

(注) 第1次地域区画の地域メッシュ・コードの上2けたは、赤道から緯度方向に40分間隔で区分して来た場合の、0から始まる一連の通し番号を表しています。この通し番号を算出するのに南端緯度を1.5倍するのは、第1次地域区画が緯度40分ごとに区画されるため、緯度の1度が1.5区画分に相当するからです。[1度÷40分=60分÷40分=1.5]

②分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ（以下「2分の1地域メッシュ」という。）、4分の1の地域メッシュ（以下「4分の1地域メッシュ」という。）、8分の1の地域メッシュ（以下「8分の1地域メッシュ」という。）の3種類が標準地域メッシュとして制定されています。これらの分割地域メッシュの区分方法及び地域メッシュ・コードの付け方は、表4及び表5のとおりです。

表4 分割地域メッシュの区分方法

区画の種類	区分方法	緯度の間隔	経度の間隔	一辺の長さ
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュ（第3次地域区画）を緯線方向，経線方向に2等分してできる区域	15秒	22.5秒	約500m
4分の1地域メッシュ	2分の1地域メッシュを緯線方向，経線方向に2等分してできる区域	7.5秒	11.25秒	約250m
8分の1地域メッシュ	4分の1地域メッシュを緯線方向，経線方向に2等分してできる区域	3.75秒	5.625秒	約125m

表5 分割地域メッシュの地域メッシュ・コードの付け方

区画の種類	桁数	地域メッシュ・コードの例	地域メッシュ・コードの付け方	該当地域（斜線部分）
2分の1地域メッシュ	9	54382343 1	<p>基準地域メッシュ・コード</p> <p>基準地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に，南西側，南東側，北西側，北東側の順に1～4の番号を付け，これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)</p>
4分の1地域メッシュ	10	54382343 1 2	<p>2分の1地域メッシュ・コード</p> <p>2分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に，2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け，これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)</p>
8分の1地域メッシュ	11	54382343 1 2 3	<p>4分の1地域メッシュ・コード</p> <p>4分の1地域メッシュの各辺を2等分して得られる4個の区画に，2分の1地域メッシュと同じ順に1～4の番号を付け，これをそれぞれの区画を示す数字とします。</p>	<p>基準地域メッシュ (地域メッシュ・コード 54382343)</p>

3 日本の国土にかかる地域メッシュ

(1) 日本の国土にかかる地域メッシュ数（世界測地系）

日本の全国土を標準地域メッシュの体系に基づいて区画すると，第1次地域区画で176に区画されます。

(2) 常住者のいる地域メッシュ数（世界測地系）

総務省統計局は国勢調査や事業所・企業統計調査等に関する地域メッシュ統計の作成に当たって，全国について2分の1地域メッシュ（約500m四方となる区画）別の結果を作成しています。

#### 4 地域メッシュの形状と面積

基準地域メッシュの形は一辺がほぼ 1 km の正方形といわれていますが、実際にはやや横長の長方形となっています。また、基準地域メッシュは地球上のどこにあるかによって大きさが異なります。表 6 は、地球の形から理論的に計算した県庁所在地の基準地域メッシュの縦横の長さとして面積です。

我が国は南北に長い国なので、例えば北海道庁が所在する札幌市の基準地域メッシュの横の長さが 1,018 m であるのに対し、沖縄県庁が所在する那覇市の基準地域メッシュの横の長さは 1,249 m で、その差は 231 m にもなります。これは、地球が球体であることから、同じ経度間隔で区切られる緯度線の長さが高緯度になるほど短くなるために起こる現象です。これに対して、縦の長さは、札幌市の基準地域メッシュの 926 m に対して、那覇市の基準地域メッシュが 923 m と、3 m しか違いません。(縦、横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。)

また、基準地域メッシュの面積は約 1 km<sup>2</sup>といわれますが、このように南北の位置によって縦・横の長さが異なるのでその面積は、札幌市の基準地域メッシュが 943,000 m<sup>2</sup>、那覇市の基準地域メッシュが 1,153,000 m<sup>2</sup>と、那覇市の基準地域メッシュの方が札幌市の基準地域メッシュに比べ約 1.2 倍大きくなります。

このように、地域メッシュは、区分の仕方が同じであっても位置によって大きさが異なり、特に遠距離間で地域メッシュ統計を比較する際には、形状と大きさについて十分注意を払わなければなりません。

表 6 都道府県庁の所在する基準地域メッシュの大きさと面積（世界測地系）

都道府県	都道府県庁所在地 都市名	都道府県庁本庁舎の所在する基準地域メッシュの区画					当該地域メッシュを含む地形図名 (2万5千分の1)	
		地域メッシュ ・コード	左下端の緯度・経度 (度,分,秒)		長さ (km)			面積 (km <sup>2</sup> )
北海道	札幌市	6441-42-77	43° 03' 30"	141° 20' 15"	0.926	1.018	0.943	札幌
青森県	青森市	6140-15-89	40° 49' 00"	140° 44' 15"	0.925	1.055	0.976	青森西部
岩手県	盛岡市	5941-41-42	39° 42' 00"	141° 09' 00"	0.925	1.072	0.992	盛岡
宮城県	仙台市	5740-36-29	38° 16' 00"	140° 51' 45"	0.925	1.094	1.012	仙台東北部
秋田県	秋田市	5940-40-68	39° 43' 00"	140° 06' 00"	0.925	1.072	0.992	秋田西部
山形県	山形市	5740-22-89	38° 14' 00"	140° 21' 45"	0.925	1.094	1.012	山形南部
福島県	福島市	5640-53-07	37° 45' 00"	140° 27' 45"	0.925	1.102	1.019	福島南部
茨城県	水戸市	5440-43-15	36° 20' 30"	140° 26' 15"	0.925	1.122	1.038	水戸
栃木県	宇都宮市	5439-67-70	36° 33' 30"	139° 52' 30"	0.925	1.119	1.035	宇都宮東部
群馬県	前橋市	5439-40-64	36° 23' 00"	139° 03' 00"	0.925	1.122	1.037	前橋
埼玉県	さいたま市	5339-65-21	35° 51' 00"	139° 38' 15"	0.925	1.129	1.044	浦和
千葉県	千葉市	5340-30-29	35° 36' 00"	140° 06' 45"	0.925	1.133	1.047	千葉東部
東京都	新宿区	5339-45-25	35° 41' 00"	139° 41' 15"	0.925	1.132	1.046	東京西部
神奈川県	横浜市	5339-15-31	35° 26' 30"	139° 38' 15"	0.925	1.135	1.049	横浜東部
新潟県	新潟市	5639-60-81	37° 54' 00"	139° 00' 45"	0.925	1.099	1.017	新潟南部
富山県	富山市	5537-01-36	36° 41' 30"	137° 12' 00"	0.925	1.117	1.033	富山
石川県	金沢市	5436-75-10	36° 35' 30"	136° 37' 30"	0.925	1.119	1.034	金沢
福井県	福井市	5436-01-77	36° 03' 30"	136° 12' 45"	0.925	1.126	1.041	福井
山梨県	甲府市	5338-34-95	35° 39' 30"	138° 33' 45"	0.925	1.132	1.047	甲府
長野県	長野市	5438-71-84	36° 39' 00"	138° 10' 30"	0.925	1.118	1.034	長野
岐阜県	岐阜市	5336-05-67	35° 23' 00"	136° 42' 45"	0.925	1.136	1.050	岐阜西部
静岡県	静岡市	5238-33-70	34° 58' 30"	138° 22' 30"	0.925	1.141	1.055	静岡東部
愛知県	名古屋市	5236-67-12	35° 10' 30"	136° 54' 00"	0.925	1.139	1.053	名古屋北部
三重県	津市	5236-04-70	34° 43' 30"	136° 30' 00"	0.924	1.145	1.058	津東部
滋賀県	大津市	5235-46-09	35° 00' 00"	135° 51' 45"	0.925	1.141	1.055	京都東北部
京都府	京都市	5235-46-20	35° 01' 00"	135° 45' 00"	0.925	1.141	1.055	京都東北部
大阪府	大阪市	5235-04-21	34° 41' 00"	135° 30' 45"	0.924	1.145	1.059	大阪東北部
兵庫県	神戸市	5235-01-24	34° 41' 00"	135° 10' 30"	0.924	1.145	1.059	神戸首都
奈良県	奈良市	5235-06-26	34° 41' 00"	135° 49' 30"	0.924	1.145	1.059	奈良
和歌山県	和歌山市	5135-21-73	34° 13' 30"	135° 09' 45"	0.924	1.152	1.065	和歌山
鳥取県	鳥取市	5334-21-09	35° 30' 00"	134° 14' 15"	0.925	1.134	1.049	鳥取北部
島根県	松江市	5333-10-64	35° 28' 00"	133° 03' 00"	0.925	1.135	1.049	松江
岡山県	岡山市	5133-77-94	34° 39' 30"	133° 55' 30"	0.924	1.146	1.059	岡山南部
広島県	広島市	5132-43-76	34° 23' 30"	132° 27' 00"	0.924	1.149	1.063	広島
山口県	山口市	5131-23-27	34° 11' 00"	131° 27' 45"	0.924	1.152	1.065	山口
徳島県	徳島市	5134-04-74	34° 03' 30"	134° 33' 00"	0.924	1.154	1.067	徳島
香川県	高松市	5134-40-03	34° 20' 00"	134° 02' 15"	0.924	1.150	1.063	高松北部
愛媛県	松山市	5032-66-01	33° 50' 00"	132° 45' 45"	0.924	1.157	1.069	松山北部
高知県	高知市	5033-24-72	33° 33' 30"	133° 31' 30"	0.924	1.161	1.073	高知
福岡県	福岡市	5030-33-23	33° 36' 00"	130° 24' 45"	0.924	1.160	1.072	福岡
佐賀県	佐賀市	4930-62-93	33° 14' 30"	130° 17' 15"	0.924	1.165	1.077	佐賀南部
長崎県	長崎市	4929-06-99	32° 44' 30"	129° 51' 45"	0.924	1.172	1.083	長崎東南部
熊本県	熊本市	4930-15-49	32° 47' 00"	130° 44' 15"	0.924	1.171	1.082	熊本
大分県	大分市	4931-64-89	33° 14' 00"	131° 36' 45"	0.924	1.165	1.077	大分
宮崎県	宮崎市	4731-63-93	31° 54' 30"	131° 24' 45"	0.924	1.182	1.092	宮崎
鹿児島県	鹿児島市	4730-24-74	31° 33' 30"	130° 33' 00"	0.924	1.187	1.097	鹿児島南部
沖縄県	那覇市	3927-25-54	26° 12' 30"	127° 40' 30"	0.923	1.249	1.153	那覇

注) 1 都道府県本庁舎の位置は、国土地理院が 2 万 5 千分の 1 地形図の上で計測した緯度・経度によっています。  
 2 各基準地域メッシュの縦・横の長さは、国土地理院ホームページの測量計算プログラムで算出しました。  
 3 各基準地域メッシュの面積は、縦の長さ×横の長さで算出しました。

※ 以上の概要は、総務省統計局 H P (<http://www.stat.go.jp/data/mesh/index.htm>) からの抜粋です。

## 2 用語の解説

### 1 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

### 2 年齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

### 3 国籍

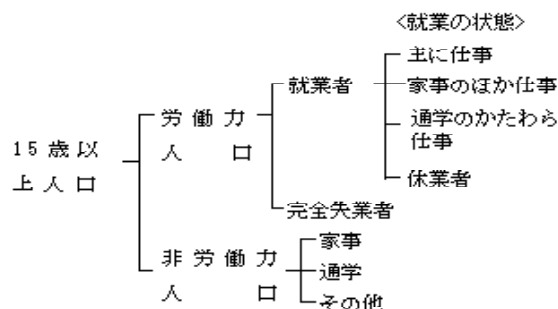
#### 日本人

日本国籍を持つ人をいう。したがって、日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人も日本人としている。

### 4 労働力状態

#### (1) 労働力状態

15 歳以上の者について、平成 17 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



#### (2) 労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたもの

#### (3) 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

①勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

②個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

①主に仕事 …… 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていった場合

②家事のほか仕事 …… 主に家事などをされていて、そのかたわら仕事をした場合

③通学のかたわら仕事 …… 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

④休業者 …… 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

#### (4) 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

#### (5) 非労働力人口

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

①家事 …… 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

②通学 …… 主に通学していた場合

③その他 …… 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

※ ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

## 5 就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

## 6 従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

### (1) 雇用者

会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

①常雇 ……期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

②臨時雇 ……日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

### (2) 役員

会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

### (3) 雇人のある業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

### (4) 雇人のない業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

### (5) 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

### (6) 家庭内職者

家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

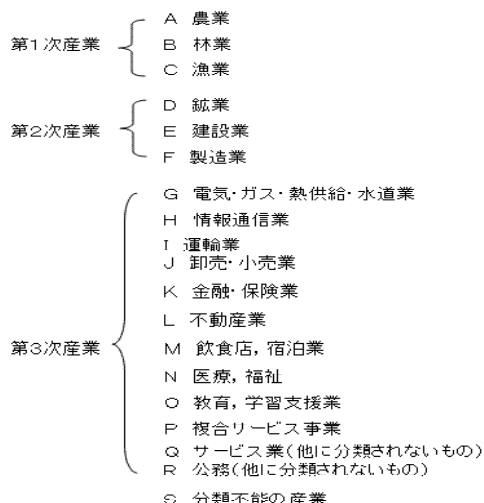
## 7 産業分類

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改訂）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。



## 8 世帯の種類

### (1) 一般世帯

- ① 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- ② 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。
- ③ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。

### (2) 施設等の世帯

世帯の単位は、原則として下記の①、②及び③は棟ごと、④は中隊又は艦船ごと、⑤は建物ごと、⑥は一人一人である。

- ① 寮・寄宿舍の学生・生徒 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり。
- ② 病院・療養所の入院者 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり。
- ③ 社会施設の入所者 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり。
- ④ 自衛隊営舎内居住者 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり。
- ⑤ 矯正施設の入所者 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり。
- ⑥ その他 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など。

## 9 世帯の人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

## 10 家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

### (1) 親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いからなる世帯も含まれている。

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

- ① 核家族世帯
  - 1) 夫婦のみの世帯
  - 2) 夫婦と子供から成る世帯
  - 3) 男親と子供から成る世帯
  - 4) 女親と子供から成る世帯
- ② その他の親族世帯
  - 1) 夫婦と両親から成る世帯
    - ア) 夫婦と夫の親から成る世帯
    - イ) 夫婦と妻の親から成る世帯
  - 2) 夫婦とひとり親から成る世帯
    - ア) 夫婦と夫の親から成る世帯
    - イ) 夫婦と妻の親から成る世帯
  - 3) 夫婦、子供と両親から成る世帯
    - ア) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
    - イ) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
  - 4) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
    - ア) 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
    - イ) 夫婦、子供と妻の親から成る世帯



- 5) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- 6) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- 7) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
  - ア) 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
  - イ) 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- 8) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
  - ア) 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
  - イ) 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- 9) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- 10) 他に分類されない親族世帯

## (2) 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

## (3) 単独世帯

世帯人員が一人の世帯。

## (4) 高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

## 11 住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

### (1) 住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

### (2) 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時的応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

## 12 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

### (1) 主世帯

「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯。

- ① 持ち家 …… 居住する住宅がその世帯の所有である場合。  
 なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
- ② 公営の借家 …… その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。
- ③ 都市機構・公社の借家 …… その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合。  
 なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。
- ④ 民営の借家 …… その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合。
- ⑤ 給与住宅 …… 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合  
 なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

### (2) 間借り

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合。

### 13 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。

#### (1) 一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

#### (2) 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建てて連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

#### (3) 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。なお、階下が商店で、2 階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

#### (4) その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

### 14 世帯が住んでいる階

各世帯が居住する住宅のうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2 階」、「3～5 階」、「6～10 階」、「11～14 階」、「15 階以上」の五つに区分している。

### 15 住宅の延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては 1 坪を 3.3 m<sup>2</sup>に換算した。

### 16 指標項目

#### (1) 平均年齢

平均年齢は、以下の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{総人口}} + 0.5$$

#### (2) 年齢中位数

ある人口を年齢順に並べた場合に、その人口を 2 等分する境界点に位置する人の年齢。